



長崎県公報

目 次

◎ 人事委員会規則

所管課(室)名

○会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局

人事委員会規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月9日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第10号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年12月24日長崎県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第5条関係）職種別基準表						別表第1（第5条関係）職種別基準表					
ア 行政職給料表職種別基準表						ア 行政職給料表職種別基準表					
職種又は職名	学歴 免許等	基礎号給		上限		職種又は職名	学歴 免許等	基礎号給		上限	
		職務 の級	号給	職務 の級	号給			職務 の級	号給		
略						略					
文化観光連携コーディネーター	略					文化観光連携コーディネーター	略				
長崎平和発信事業専任職員	高校卒	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>65</u>	略					
略						略					
イ及びウ 略						イ及びウ 略					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二二一四一

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト